

改正

平成31年 3 月31日要綱第37号

令和 7 年 6 月13日要綱第79号

周南市自立支援通所介護の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、周南市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年周南市要綱第71号の2）第3条に定める自立支援通所介護の人員、設備及び運営に関する基準等を定める。

(基本方針)

第 2 条 自立支援通所介護は、要支援状態の維持又は改善を図るとともに、利用者が要介護状態となることを予防し、利用者が自立した日常生活を営むことを目的とした生活機能の向上を目指すものでなければならない。

(実施内容及び時間)

第 3 条 実施内容は、適切なケアマネジメントに基づき、次に掲げる内容を2時間半以上実施するものとする。ただし、第3号に規定する内容は、利用者が希望する場合に限る。

- (1) 生活機能の向上を目的とした活動
- (2) 生活等に関する相談及び助言
- (3) 送迎
- (4) その他利用者に必要な支援

(実施の手続等)

第 4 条 自立支援通所介護を実施しようとするサービス提供事業者は、周南市自立支援通所介護実施申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により周南市自立支援通所介護実施申請書を受け付けたときは、その内容を審査した上で委託の可否を決定し、周南市自立支援通所介護実施（決定・却下）通知書（別記様式第2号）により、当該申請者に通知する。

3 自立支援通所介護事業者（以下「事業者」という。）が自立支援通所介護の実施を辞退する場合は、辞退する日の1月前までに周南市自立支援通所介護実施辞退届（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

4 事業者は、第1項の申請内容に変更が生じる場合は、変更する前日までに周南市自立支援通所

介護実施変更届（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（自立支援通所介護の従事者の員数等）

第5条 事業者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従事者（介護職員又は市長が別に定める研修を実施した者をいう。）の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

（1） 利用人数が15人に満たない場合 専らサービスの提供に当たる従事者1人以上

（2） 利用者の数が15人を超える場合 利用人数が15人を超えるごとに、専らサービスの提供に当たる従事者1人以上

（管理者）

第6条 事業者は、事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

（設備、備品等）

第7条 事業所には、緩和した基準による通所型サービス事業を提供するために必要な占用の区画を設けるとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備及び自立支援通所介護を運営するために必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 前項の自立支援通所介護を提供する面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上でなければならない。

3 事業者が、指定通所介護又は総合事業通所介護の指定を受け、かつ、自立支援通所介護の事業及び指定通所介護又は総合事業通所介護の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合においては、当該指定に係る事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たすものとみなす。

（内容及び手続の説明並びに同意）

第8条 事業者は、自立支援通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者又はその家族の同意を得なければならない。

（重要事項に関する規程の概要）

第9条 事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 営業日及び営業時間
- (3) 自立支援通所介護の利用定員
- (4) 自立支援通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 緊急時等における対応方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、自立支援通所介護の運営に関する重要事項
(地域包括支援センター等との連携)

第10条 事業者は、自立支援通所介護の提供及び提供の終了に当たっては、地域包括支援センター及びその他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携するよう努めなければならない。

(衛生管理等)

第11条 事業者は、利用者の使用する施設、設備等について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持等)

第12条 事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、会議、検討会等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならない。

(苦情への対応)

第13条 事業者は、提供した自立支援通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業者は、提供した自立支援通所介護に関し、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の7の規定により市長が行う帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の

求め又は本市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 事業者は、市長から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市長に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第14条 事業者は、利用者に対する自立支援通所介護の提供により事故が発生した場合は、市長、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、事故の状況及び事故に際して行った処置について記録しなければならない。
- 3 事業者は、利用者に対する自立支援通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備等)

第15条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

- 2 事業者は、自立支援通所介護を提供したときは、提供日、その内容、当該自立支援通所介護について法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を利用者の介護予防ケアプランに記載した書面又はこれに準ずる書面に記録するとともに、利用者からの申出があったときは、書面の交付その他適切な方法により、当該記録した内容を利用者に提供しなければならない。
- 3 事業者は、自立支援通所介護の提供に関する第13条第2項、前条第2項及び前項に規定する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(便宜の提供)

第16条 事業者は、自立支援通所介護を廃止し、又は休止しようとするときは、当該廃止し、又は休止しようとする日前1月以内に自立支援通所介護を受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該自立支援通所介護に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な自立支援通所介護等が継続的に提供されるよう、介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター、他の通所型サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、自立支援通所介護の人員、設備及び運営に関する基準に関

し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月 1 日から施行し、平成29年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成31年 3 月31日要綱第37号）

この要綱は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 6 月13日要綱第79号）

この要綱は、令和 7 年 6 月13日から施行する。

年 月 日

周南市自立支援通所介護実施申請書

（宛先）周南市長

住所：

名称：

役職名：

代表者名：

周南市自立支援通所介護の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱に基づく自立支援通所介護を実施したいので、次のとおり申請します。

実施施設	名 称			
	所在地			
	管理者			
	電話番号			
契約者 (経営主体)	名 称			
	所在地			
	代表者			
	電話番号			
実施方法	1. 通所介護等と一体的に実施 2. 通所介護等とは別に実施			
事業所定員	名	休業日		
サービス 提供時間	: ~ :	サービス 提供地域		
受託開始希望日				

【確認事項】

- 1 業務の内容は、本要綱で定めたものとする。その他については、信義に従って誠実に市と協議して決定するものとする。
- 2 利用者が負担する料金等については、事業所が徴収するものとする。
- 3 事業の適正を期するため必要があるときは、市は事業所に対して報告をさせ、又は市職員にその事業所に立ち入り、書類、帳簿その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問することがあるものとする。
- 4 サービス終了時には実施報告書を毎月市に提出するものとする。市長は、この報告とは別に実施状況を調査し、又は報告を求めることがあるものとする。

年 月 日

周南市自立支援通所介護実施（決定・却下）通知書

様

周南市長



年 月 日付で申請のありました周南市自立支援通所介護の実施について、下記のとおり（決定・却下）しましたので通知します。

記

1 決定

実施施設	名 称			
	所在地			
	管理者			
	電話番号			
契約者 (経営主体)	名 称			
	所在地			
	代表者			
	電話番号			
実施方法				
事業所定員	名	休業日		
サービス 提供時間	: ~ :	サービス 提供地域		
委託開始日				

【確認事項】

- 1 業務の内容は、本要綱で定めたものとする。その他については、信義に従って誠実に市と協議して決定するものとする。
- 2 利用者が負担する料金等については、事業所が徴収するものとする。
- 3 事業の適正を期するため必要があるときは、市は事業所に対して報告をさせ、又は市職員にその事業所に立ち入り、書類、帳簿その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問することがあるものとする。
- 4 サービス終了時には実施報告書を毎月市に提出するものとする。市長は、この報告とは別に実施状況を調査し、又は報告を求めることがあるものとする。

2 却下

（却下理由）

注1 この決定に対しては、次により審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、周南市長に対して審査請求をすることができます。

(2) 処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を得た後に、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、周南市を被告として提起することができます（訴訟において周南市を代表する者は、周南市長となります。）。ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

周南市自立支援通所介護実施辞退届

（宛先）周南市長

住所：

名称：

役職名：

代表者名：

周南市自立支援通所介護の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱に基づく事業の実施を辞退したいので、次のとおり届出書を提出します。なお、利用者には誠意をもって対応します。

実施施設	名 称	
	所 在 地	
	管 理 者	
	電 話 番 号	
契約者 (経営主体)	名 称	
	所 在 地	
	代 表 者	
	電 話 番 号	
辞退希望日		

年 月 日

周南市自立支援通所介護実施変更届

(宛先) 周南市長

住所：

名称：

役職名：

代表者名：

周南市自立支援通所介護の実施に当たり、次のとおり変更しますので、届け出ます。

1 変更内容

項 目			
①		変更前	
		変更後	
②		変更前	
		変更後	
③		変更前	
		変更後	

2 変更日

年 月 日